

南魚沼市給水装置工事基準

(平成30年度改訂版)

(総 則)

第1条 本基準は、南魚沼市水道給水条例（以下「給水条例」という。）に基づき、給水装置工事（以下「給水工事」という。）の適正な運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(構造及び材質の指定)

第2条 給水条例第10条第1項に基づき指定する配水管への取付口からメーターまでの給水管および給水用具の構造及び材質は、次の各号とする。

- (1) 給水管及び給水用具は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年 厚生省令第十四号）に適合することを製造者や販売者、もしくは第三者認証機関が認証したもの（以下「認証品」という。）を使用する。
- (2) 配水管からの給水分岐には、サドル分水栓を使用し最小分岐口径20mmを原則とする。ただし、サドル分水栓が使用できないときは、チーズもしくは、T字管とする。
- (3) 給水管の構造及び材質は、「表-1」に示すとおりとする。
- (4) 給水管には、原則として宅地内1m以内に「表-1」に示す第1止水栓を設置する。
- (5) メーターの手前には、「表-1」に示す第2止水栓を設置する。ただし、集合住宅に設置する場合はハンドルビスの交換により空転し開閉防止できるものを設置する。
- (6) メーターの下流側には、「表-1」に示す逆止弁を設置する。
- (7) 第1止水栓筐及びメーター筐の蓋表面に標準図（図-1）に示す図案を明示する。
- (8) 前各号の規定にかかわらず管理者が認めたときは、指定する以外の構造および材質にすることができる。

表-1 給水装置の構造・材質指定表

	口径 25mm まで	口径 30mm から 50mm まで	口径 75mm 以上
給水管	水道用ポリエチレン管 (JIS K 6762 1種2層管) 水道用ポリエチレン管金属 継手 (JWWA B 116)	水道用ポリエチレン管 (JIS K 6762 1種2層管) 水道用ポリエチレン管金属 継手 (JWWA B 116)	管理者と協議
第1止水栓	甲型ボール式止水栓 (キーハンドル、右止め)	ソフトシール仕切弁 (平行ねじ、左止め)	ソフトシール仕切弁 (JWWA B 120)
第2止水栓	ボール型伸縮式止水栓	ボール型伸縮式止水栓	ソフトシール仕切弁 (JWWA B 120)
逆止弁	メーターユニオン付き 逆止弁	メーターユニオン付き 逆止弁	管理者と協議

(工事条件の指示)

第3条 給水条例第10条第2項に基づき指示する工事上の条件は、次の各号とする。

- (1) 配水管から第一止水栓までの取出し工事を先行して行う場合（取出し先行工事）は、工事の申請時に将来（原則3年以内）設置を予定しているメーター口径の加入負担金を納入する。
- (2) メーター以降の給水装置を公道その他、給水装置所有者の管理が及ばない土地に設置する給水工事は、これを認めない。ただし、特別な定めがあると管理者が認めたときは、この限りでない。
- (3) 竣工図面には、取出し箇所および第一止水栓、メーター位置のオフセット（付近目標物3点からの距離）を記入する。
- (4) その他、管理者が指示を必要と認めた事項。

(給水方式)

第4条 給水方式は、直結方式、直結加圧方式及び受水槽方式を標準とする。

(1) 直結方式

配水管の水圧によりに直接給水を行うものを直結方式という。

- ① 原則として直結方式での給水は、3階までとする。ただし、配水管から吐水口までの垂直高さは8.5m以下で、最小動水圧は0.25Mpa以上の箇所とする。
- ② 最小動水圧は、水圧記録装置を使用して24時間測定をした最小値から余裕水圧0.05Mpaを差し引いた値、または、管理者の指示する値とする。

(2) 直結加圧方式

直結方式において配水管の最小動水圧が不足するとき、または、3階を越える高層階に給水を行う場合等に直結加圧給水装置（ブースターポンプ）を使用して建物の一部または、全部の給水を行うものを直結加圧方式という。

- ① 直結加圧給水装置（ブースターポンプ）は、認証品以外使用できない。
- ② 直結加圧給水装置（ブースターポンプ）を設置するときは、給水工事申込書に直結部分、加圧部分それぞれについて検討した水理計算書を添付する。

(3) 受水槽方式

一時期に多量の水を必要とするもの、断水時にも給水を継続する必要がある病院等の施設及び直結給水を許可されない機械、器具を設置するときは、水道水をいったん水槽に貯めてから給水を行う方式とする。この方式を受水槽方式という。

- ① 受水槽以下の給水施設の構造、材質は、関係法令規則及び「南魚沼市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱」に適合するものであること。
- ② 受水槽方式では、原則として水道水のみを水源とすること。
- ③ 集合住宅および不特定多数の人が使用する建物等においては、受水槽方式と直結方式の併用は維持管理に不都合を生じる可能性があるため原則として認めない。ただし、確認用水栓等についてはこの限りでない。
- ④ 受水槽までの給水装置は、受水槽以下の給水計画を勘案して給水管径及び器具の口径が過大、過小となることのないよう適切に選定すること。
- ⑤ 受水槽以下に洗米器、蒸気ボイラー等の直結給水を許可されない機械、器具を設置するときは、汚水等が建物内の給水管に逆流することのないよう逆流防止に留意すること。

(給水装置の設計)

第5条 給水装置の設計にあたっては次の各号に留意するものとする。

(1) 給水装置設計の基本事項

- ① 水圧、土圧、地震力、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染あるいは漏れるおそれのないこと。
- ② 需要者が必要とする水量を十分調査し、給水量に不足を生じない設計とすること。
- ③ ポンプその他水撃作用を生ずるおそれのあるものを直結しないこと。
- ④ 当該給水装置以外の水管、その他の配管に直接連絡しないこと。
- ⑤ 逆流および停滞水が生じないこと。
- ⑥ 給水管中に空気が停滞するおそれのある箇所には、排気装置を設けること。
- ⑦ 給水引込は、原則一建物につき一口までとする。
- ⑧ 別個のメーターで計量されている給水装置は、相互連絡しないこと。
- ⑨ 凍結、破損、侵食等を防止する措置を講ずること。
- ⑩ 維持管理が容易なこと。

(2) 設計水量及び口径の決定

- ① 設計給水量は、使用実態を勘案のうえ1人1日当り使用水量、床面積当りの使用水量及び給水栓の同時使用率等を調査して決定する。
- ② 貯水槽方式の設計水量は、給水施設の計画一日最大使用水量及び年間の使用形態、配水管の給水能力等を勘案して決定する。
- ③ 給水装置の給水管及び給水用具の口径は、配水管の最小動水圧においても設計水量を十分に供給できる大きさとし、かつ著しく過大でないものとしなければならない。
- ④ メーター口径の選定は、設計給水量および平均使用水量等から適正な基準流量のものを選定する。
- ⑤ メーターの口径は、メーター前後の給水管径と同口径を原則とする。ただし、13mmのメーターにおいては、20mmまでの給水管と接続することができるものとする。
- ⑥ 配水管から分岐した1口の給水管を複数の敷地へ分岐して使用するものを連合給水管と呼び、配水管からの分岐箇所付近に制水弁を設置するとともに分岐した給水管ごとに第1止水栓を設置する。
- ⑦ 連合給水管及び集合住宅等では、配水管から分岐する給水管（以下「給水主管」という。）の管径は、各戸メーターの通水断面積（各戸メーターを設置しないときは、各戸へ分岐する給水管の通水断面積）を合計した値以上の断面積となる管径の給水主管とする。ただし、水理計算を行って管径を決定した場合は、この限りでない。

(3) 汚染防止の措置

- ① 給水装置を水道以外の水管及び直結を認められない設備、器具類と直接接続することは、絶対にさげなければならない。
- ② 前記において湯水混合式水栓及び逆止弁を介して行う配管の接続も直接接続とみなすものとする。
- ③ 受水槽、流し、浴槽等に給水する場合は、給水栓の吐水口と受水容器の越流面との間に「表-2」に規定する吐水口空間を確保する。ただし、薬品や洗剤等を扱う水槽、プール等特に水面が波立ちやすい水槽への給水は、200mm以上の吐水口空間を確保する。

表－2 吐水口空間 (mm)

呼び径	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離	近接壁から吐水口の中心までの水平距離
13	25以上	25以上
20	40以上	40以上
25	50以上	50以上
30以上	※省令による	※省令による

※給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年 厚生省令第十四号）

- ④ 給湯器、製氷機、自動販売機等で給水管に直結して使用する特殊給水器具（以下「特殊器具」という。）は、認証品以外直結してはならない。
- ⑤ 大便器用洗浄弁（フラッシュバルブ）及び直圧式洗浄便器（タンクレス便器）においては真空破壊装置（バキュームブレイカー）を備えた認証品以外は、直結してはならない。
- ⑥ 特殊器具の直結には止水弁と逆止弁の両方もしくは、逆止弁内蔵の止水弁を設置する。ただし、機器に逆止弁を内蔵している場合または、規定の吐水口空間を確保したタンク受水方式の場合は、逆止弁を省略できる。
- ⑦ 樹脂製給水管（ポリエチレン管等）は、油類及びシンナー等の有機溶剤に侵されるから、それらを使用する場所への配管は避けるか金属製の管等で防護する。

（4）メーターの設置

- ① 原則として官民境界の近くで、かつ冬期間でも検針および維持管理ができる場所に設置する。
- ② 第一止水栓やメーターボックスの周囲は舗装し、容易に位置が確認できるようにする。
- ③ 土砂及び汚水の流入がなく、乾燥している場所に設置する。
- ④ メーターの周囲や上に物を置くことが考えられる場所には設置してはならない。
- ⑤ メーターBOXのサイズは、メーター口径より1サイズ上のBOXを使用する。ただし、メーター口径50の場合は50用のBOXで逆止弁のみ別ボックスで対応してもよい。
- ⑥ 隔測式などのメーターを設置する場合は、検満交換や設置時等の費用負担などについて取り決めた協議書を交わすものとする。

（事前協議）

第6条 次の各号に該当する給水工事は、配水管の動水圧、配水管計画等にも関係するので、手戻りを防ぐため給水工事申込前に管理者と事前協議を行うものとする。

- （1）計画給水量が、毎分250リットルを超えるもの、または、配水管からの分岐が40mm以上の給水工事。
- （2）直結加圧給水装置（ブースターポンプ）の設置を計画しているもの。
- （3）水道直結式スプリンクラー設備の設置または改造を計画しているもの。
- （4）水道法に定める簡易専用水道（受水槽、その他水槽の合計有効容量が10m³を超える施設）の設置を計画しているもの。

- (5) 南魚沼市水道事業分担金徴収条例の適用する給水工事。
- (6) 道路拡幅工事等の他工事にともなう給水工事。
- (7) 前各号以外で、事前協議が必要と認められるもの。

(給水工事の申込)

第7条 給水工事の申込には、次の各号の書類を作成して管理者に提出し、設計審査を受けるものとする。

- (1) 様式(1-1)の給水工事申込書2部。
- (2) 様式(1-3)の給水図(平面図および立面図)2部。
- (3) 必要により水理計算を実施したときは、水理計算書2部。
- (4) 設置予定の特殊器具に認証の表示がなされていないときは、認証品であることを証する書類2部。
- (5) 前各号以外で、管理者が添付の必要があると認めた書類2部。
- (6) 設計審査が完了したときは、給水工事申込に提出した書類2部のうち1部を返却する。
- (7) 提出書類2部のうち返却用1部は、写しとすることができる。

(仮設給水)

第8条 仮設して使用する給水装置の取り扱いは、次の各号による。

- (1) 現場事務所等で一定期間を限って使用する給水装置については、仮設給水として臨時メーターの設置を原則とする。
- (2) 前号の仮設給水の申込は、一般の給水工事と同様とする。ただし、水栓数の少ない軽易な仮設給水については、施行規程に定める様式第3号の水道使用開始・廃止届出書の提出のみでもよいものとする。
- (3) 消火栓より仮設給水を行う場合は、南魚沼市消防本部より消火栓仮設使用許可を受け、許可書の写しを提出する。

(道路・河川等の占用)

第9条 配水管からメーターまでの給水装置の設置について道路・河川等の占用許可を必要とするものは、管理者において許可申請を行う。このとき、必要とする資料の提出および工事施工にともなう手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) 道路、河川等の占用許可を必要とするときは、様式(2-1)占用申請図面(平面図および断面図)1部を提出する。占用場所が国・県道のときは、道路現況写真2部を添付すること。
- (2) 工事の施工には、所轄警察署より道路使用許可を受けること。
- (3) 前号の道路使用許可について許可書の写しを工事着手の5日前までに提出すること。なお、通行禁止、車両の通行制限を行う場合は16日前までに提出すること。
- (4) 占用工事の施工にあたっては、「南魚沼市配水管布設工事標準仕様書付属要領集 II. 工事写真要領」をもとに工事写真の撮影を行い、工事の完了後すみやかに提出すること。なお、工事写真は下水道工事と同時施工の場合であっても省略してはならない。

(貯水槽給水施設)

第10条 受水槽及び井水等を使用する貯水槽を設ける施設については、関係法令のほか、水槽の容量にかかわらず南魚沼市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱（以下「貯水槽要綱」という。）の適用を受けるため、その取り扱いは次の各号のとおりとする。

- (1) 貯水槽に関する工事において、貯水槽要綱の定めにより貯水槽給水施設設置届出書、貯水槽給水施設変更（廃止）届出書および防錆剤使用届出書を各1部作成し提出する。
- (2) 前号の書類は、工事完了後すみやかに提出すること。
- (3) 貯水槽給水施設の設置者に対して関係法令、貯水槽要綱に基づく清掃および水質検査等の維持管理について周知を行うこと。

(竣工検査)

第11条 給水工事が完了したときは、次の各号によりすみやかに竣工検査を受けるものとする。

- (1) 竣工検査は、現地立会いによる目視確認および水圧試験を原則とする。ただし、小規模な増設工事等では写真及び水圧チャート等の書類による竣工検査とすることができる。
- (2) 水圧試験は、原則として現地立会いにより検査対象の給水装置に0.75Mpaの水圧をかけ、この状態を10分間保持し、降下幅が0.05Mpa以内であれば合格とする。ただし、既存の給水装置を含めて水圧試験を行うときは、試験水圧を通常の使用水圧（以下「常圧」という。）とすることができる。
- (3) 給水工事申込書およびこれに添付した書類に変更があった場合は、竣工検査までにこれを差し替えるものとする。
- (4) **メーター取り付け後通水試験を行い、メーター経路の確認及び作動状態等を確認する。また、集合住宅等においては各戸誤接続がないか確認する。**

(メーターの出庫・入庫)

第12条 メーターの出庫・入庫は次の各号により行うものとする。

- (1) メーターの出庫は、給水条例に定める加入負担金および手数料を納付し、竣工検査完了後に出庫する。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。
- (2) メーター（臨時メーターを含む）出庫・入庫の請求には、施行規程に定める様式第3号の水道使用開始・廃止届出書を提出する。

(給水装置の廃止)

第13条 給水装置の廃止を行うときは、次の各号により廃止工事を行うものとする。

- (1) 廃止工事は、水道使用者等の届け出により管理者が行う。ただし、移設や新規取出しに伴う旧引込管の廃止工事は、水道使用者等が行う。
- (2) 廃止する給水管は、原則として既存サドル分水栓で止水し、止水キャップで閉栓を行う。ただし、施工が困難な場合は第1止水栓を閉じ、止水栓の下流側接続口に止水キャップを取り付け、この位置に管理者が支給する止水位置表示用の杭を打設するものとする。
- (3) 廃止工事が完了したときは、給水管の止水状況および埋め戻し状況のわかる写真と、止水位置のオフセット図（3点）を提出する。

(附則)

- 1 本基準は、平成17年4月1日より施行する。
- 2 平成26年4月1日改定
- 3 平成28年4月1日改定
- 4 平成30年6月1日より、本改訂版を施行する。